

令和6年5月1日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県は、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、興奮作用や精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる1物質を「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日5月2日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[(チオフェン-2-イル)カルボニル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 1T-LSD

2 上記薬物の毒性

上記1(1)の物質は、興奮及び幻覚作用を主とした精神毒性を有する蓋然性が高いと考えられる。

3 告示日及び施行日

告示日：令和6年5月1日

施行日：令和6年5月2日

4 上記薬物の流通状況

- (1) について、国内流通が確認されています。(別紙参照)

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持（販売等の目的を除く）、購入、譲受け、使用の違反

【製品1】



【製品2】



【製品3】



【製品4】



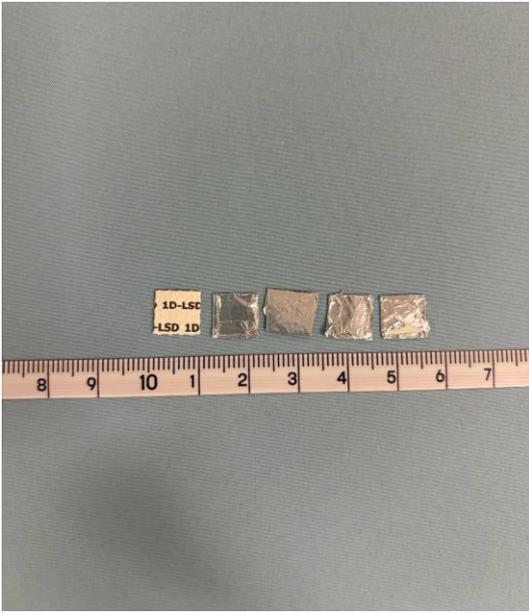
【製品5】



【製品6】



【製品 7】



【製品 8】



令和6年8月7日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県は、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、興奮作用や精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる3物質を「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日8月8日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

- (1) N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類
【通称名】ADB-5' Br-BUTINACA
- (2) N-エチル-2-{2-[(4-イソプロポキシフェニル) メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類
【通称名】N-Desethyl isotonitazene
- (3) (2R, 3R)-2-(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類
【通称名】3, 4-MDPM、
3, 4-Methylenedioxyphenmetrazine

2 上記薬物の毒性

上記1 (1) の物質は、幻覚作用を、(2) の物質は、多幸感を伴う興奮作用を、(3) の物質は、興奮作用を主とする精神毒性を有する蓋然性が高いと考えられる。

3 告示日及び施行日

告示日：令和6年8月7日
施行日：令和6年8月8日

4 上記薬物の流通状況

上記1 (3) については、国内流通が確認されています。

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持（販売等の目的を除く）、購入、譲受け、使用の違反

令和6年11月6日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県は、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、興奮作用や精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる4物質を「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日11月7日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

- (1) N, N-ジエチル-2- {2- [(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類
【通称名】 Flunitazene、Flunitazene
- (2) N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類
【通称名】 Metodesnitazene、Metazene
- (3) 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキサゾール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類
【通称名】 MD-PIHP、MD-PHIP
- (4) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブromo-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類
【通称名】 ADB-5' Br-PINACA

2 上記薬物の毒性

上記1 (1) 及び (2) の物質は、多幸感を伴う興奮作用を、(3) の物質は、興奮作用を主とする精神毒性を、(4) の物質は、幻覚作用を主とする精神毒性を有する蓋然性が高いと考えられる。

3 告示日及び施行日

告示日：令和6年11月6日
施行日：令和6年11月7日

4 上記薬物の流通状況

上記1 (3) については、国内流通が確認されています。

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持（販売等の目的を除く）、購入、譲受け、使用の違反

令和7年1月24日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県は、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、興奮作用や精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる4物質を「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日1月25日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

- (1) 2-(エチルアミノ)-2-(2-フルオロフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類
【通称名】2F-NENDCK、2F-2OXO-PCE、2-FXE、
2-fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine
- (2) 2-[(4-メトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類
【通称名】Metonitazepyne、
N-Pyrrolidino Metonitazene
- (3) (8R)-6-アリル-1-(シクロプロパンカルボニル)-N,N-ジエチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
【通称名】1cP-AL-LAD
- (4) (8R)-1-(シクロプロパンカルボニル)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
【通称名】1cP-MiPLA、1cP-MIPLA

2 上記薬物の毒性

上記1(1)及び(4)の物質は、興奮及び幻覚作用を主とする精神毒性を、(2)の物質は、多幸感を伴う興奮作用を、(3)の物質は、幻覚作用を主とする精神毒性を有する蓋然性が高いと考えられる。

3 告示日及び施行日

告示日：令和7年1月24日
施行日：令和7年1月25日

4 上記薬物の流通状況

上記1(3)及び(4)については、国内流通が確認されています。(別紙参照)

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持（販売等の目的を除く）、購入、譲受け、使用の違反

○1（3） 【通称名】1cP-AL-LAD

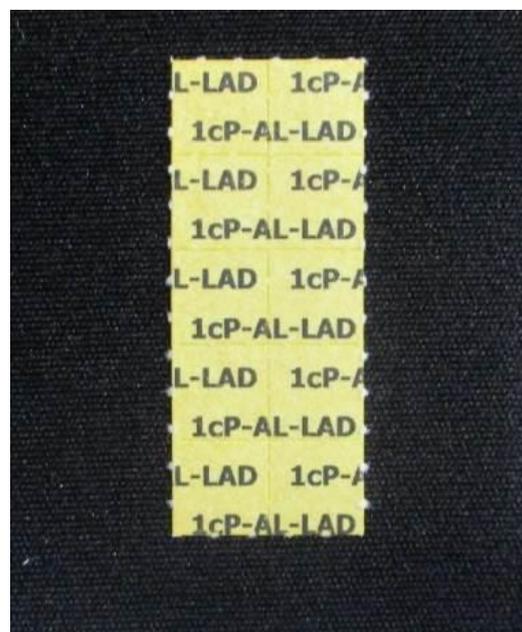
・物品1



・物品2



・物品3

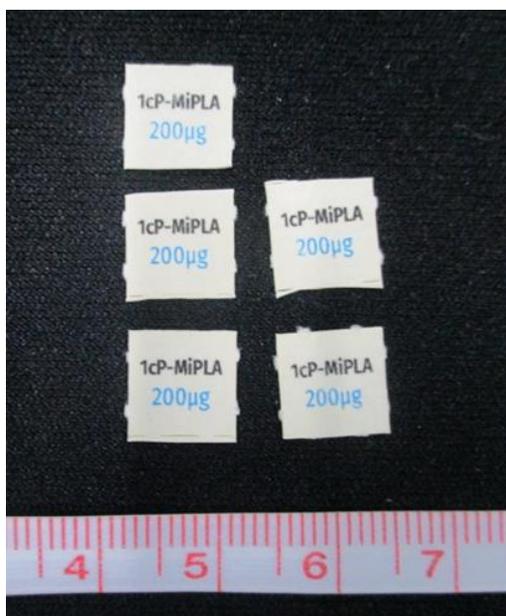
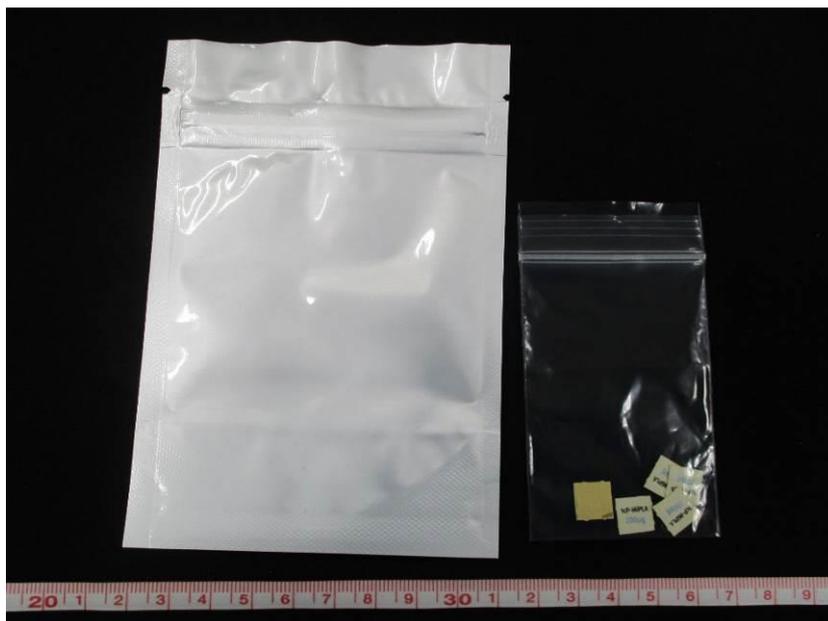


・物品 4



○1 (4) 【通称名】 1cP-MiPLA、1cP-MiPLA

・物品 5



令和7年3月5日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県は、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、興奮作用や精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる3物質を「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日3月6日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1S-LSD

- (2) N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類

【通称名】MPT、Methylpropyltryptamine

- (3) 5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類

【通称名】Protonitazepyne、

N-Pyrrolidino protonitazene

2 上記薬物の毒性

上記1(1)の物質は、興奮及び幻覚作用を主とする精神毒性を、(2)の物質は、幻覚作用を主とする精神毒性を、(3)の物質は、多幸福感を伴う興奮作用を有する蓋然性が高いと考えられる。

3 告示日及び施行日

告示日：令和7年3月5日

施行日：令和7年3月6日

4 上記薬物の流通状況

上記1(1)については、国内流通が確認されています。(別紙参照)

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

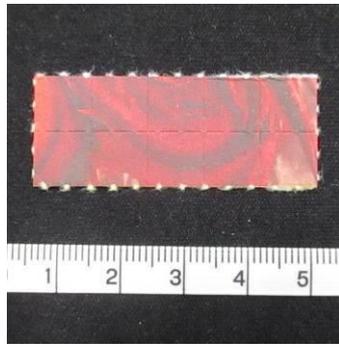
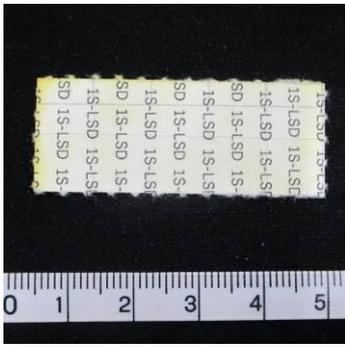
① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

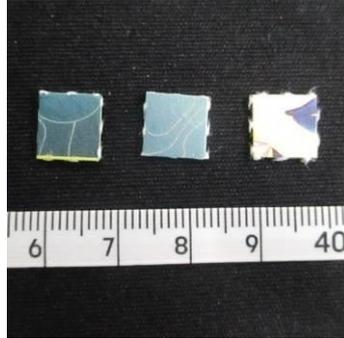
② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持（販売等の目的を除く）、購入、譲受け、使用の違反

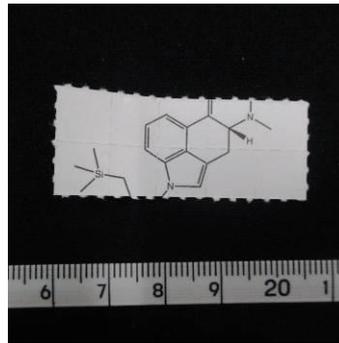
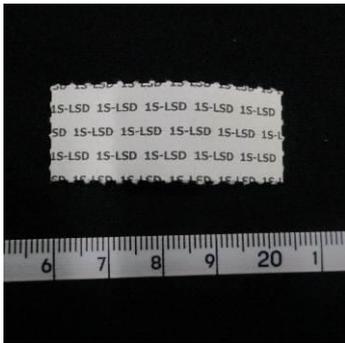
• 物品 6



• 物品 7



• 物品 8



• 物品 9



• 物品 10

